

2-(1) 申込み時の注意事項

2 注 意 事 項

① すべての方へ

- 保育園等によって受入年齢や保育時間等が異なります。別冊「保育園等一覧」を必ずご確認ください。
- 利用調整対象の保育園等の空き状況は練馬区ホームページで公開します (P.8 参照)。
- 注 1 月～4 月 1 次利用調整分を除く。令和 8 年 11 月利用調整の空き状況は 10 月 3 日に、令和 8 年 12 月利用調整分の空き状況は 10 月 26 日に、令和 9 年 4 月 2 次利用調整分の空き状況は 2 月 12 日に公開します。
- 提出いただいた入園申込書類に関することや、必要書類の提出が確認できない方を対象に、携帯電話やスマートフォンへ SMS (ショートメッセージサービス) を利用し、案内通知を送付することがあります。
- 申込み時に児童の心身状況や障害名等についての記載やお申し出がなく、保育園での面接・健康診断の際に特別な支援が必要であると判断された場合は、内定が取り消されることがあります。受入れについては、保育課保育支援係までご相談ください (P.40～41 参照)。
- 該当年度以外の様式を使用し申込みされた場合、最新年度版の様式および保育利用のご案内の内容に同意したものとみなします。
- 令和 8 年 10 月 1 日以降に令和 8 年 11 月～令和 9 年 2 月入園の申込みをしていた場合でも、令和 9 年 4 月入園の 1 次利用調整にはかかりません。別途、令和 9 年 4 月 1 次申込み用として申込書①のみの提出が令和 8 年 11 月 6 日までに必要です (P.12～13 参照)。

② 保育園等の変更(転園)を申し込む場合

- 保育園等の変更(転園)の場合も、入園と同様、各月の申込締切日までに申込書類一式の提出が必要です。
- 利用する保育園等の変更(転園)が内定した場合、元の保育園等には他の児童が内定しています。そのため、いかなる理由があっても、元の保育園等に戻ることはできません(区外の保育園等への変更を含む)。申込み後に保育園等を変更(転園)する意思がなくなった場合は、直ちに『保育園等利用申込取下げ書』を提出してください。
- 利用する保育園等の変更(転園)が内定した場合、内定した保育園等で、再度面接・健康診断を行います。健康診断について、転園先と転園元の園医が同一、同一ではない場合に関わらず、転園先の園医が転園元の健康診断結果で省略可能と判断した場合のみ省略可能です。
- 原則、申込締切日を過ぎて提出された『保育園等利用申込取下げ書』は、利用調整に反映できません。
- 保育園等の変更(転園)希望月 1 日時点で保護者が育児休業を取得している場合は、保育園等の変更(転園)希望月に復職するときのみ申込みができます。復職しなかった場合は退園になることがありますのでご注意ください。
- 保育園等の変更(転園)の申込みは、入園月 1 日以降から受け付けます。内定時点での申込みはできません。
(例) 令和 9 年 4 月入園内定の場合 → 令和 9 年 4 月 1 日から受け付けます
- 12 月、1 月、2 月に入園した児童が保育園等の変更(転園)を希望する場合は、入園日と申込締切日の関係から、4 月 2 次利用調整以降のお申込みとなりますのでご注意ください(申込み時点で 12 月、1 月、2 月入園と 4 月入園以降の申込みをしていても、12 月、1 月、2 月に入園した場合、4 月入園以降の申込みは失効となります)。

③ きょうだいで同時に申し込む場合

- 申込書③【きょうだいで申込みをされる方へ】にチェックが必要です。なお、チェックしたご希望の条件を満たさない限り、内定にはなりません。利用調整の結果に大きく影響するのでご注意ください。
- 同時期希望の「同時期」とは、内定発表時のことを指します。そのため、4 月 1 次と 4 月 2 次は別時期の取り扱いとなります。「同園」とは、送り迎え時にきょうだいと同じ園に揃うことを指します。
- 育児休業中の方が「ひとりでも入園できれば入園する」を希望した場合に、ひとりは入園、もうひとりが入園できなかったときでも復職が必要です。入園できなかった児童がいることを理由に入園月の末日までに復職しなかった場合、退園になることがあります。

④ 育児休業を取得している（取得予定の）場合

申込み時に提出された書類内容と異なる状況になったときは、入園月の当月末日付けで退園になることがあります。以下のような場合はご注意ください。

- ◎ 入園月の末日までに復職しなかった場合
- ◎ 元の勤務先に復職せずに、転職・退職した場合
- ◎ 申込み時に申告した就労時間・日数と異なる状況で復職した場合 注
- ◎ 育児時間・育児短時間勤務等の就労時間が P.26 ⑤の条件を満たさなかった場合
- ◎ 在園児本人を対象とした育児休業を取得した場合

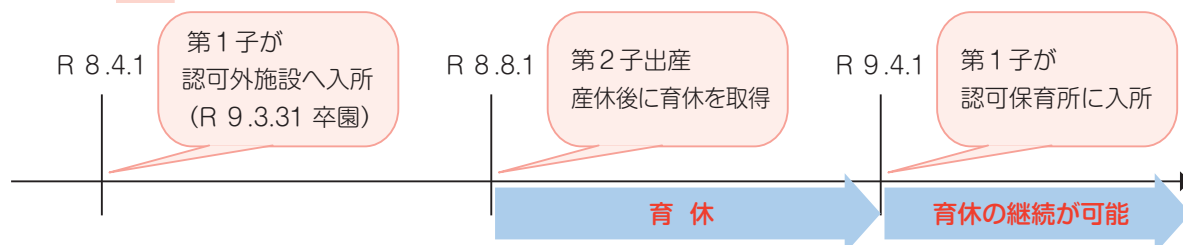
注 育児休業中の場合は、育児休業の承認を受けた勤務先に、同じ契約条件で就労することを「復職」とします。また、「復職」を前提に育児休業前の契約条件に基づき指数を算定しています。入園月中の転職は原則不可です。転職して、それまでと同じ就労条件で働く場合でも、同じ就労の指数は算定できません。

在園中にきょうだい児の育児休業を取得している方へ

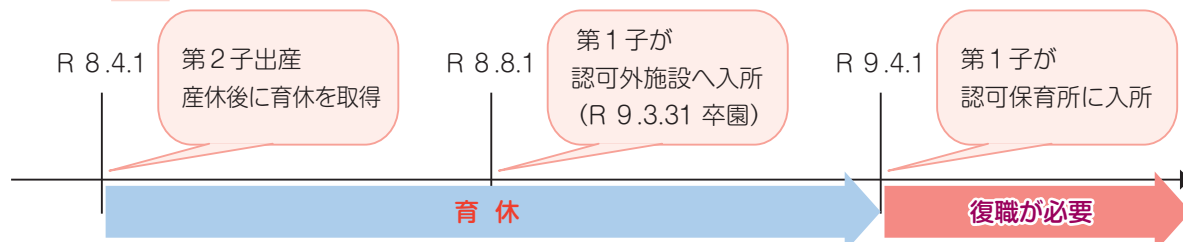
受入年齢に上限のある保育施設に通っているお子さんがいて、その在園中にきょうだい児の育児休業を取得している方については、その施設を卒園した翌月（4月）に保育園等への入所が決まった場合、入所後もきょうだい児の育児休業を続けることができ、復職する必要はありません（下記参照）。

1	対象時期	在園児が年齢上限のある施設を卒園する月の翌月（4月）の利用調整
2	対象世帯	練馬区に住民登録がある世帯または4月1日までに練馬区へ転入予定がある世帯
3	対象施設	受入可能年齢の上限が4歳児クラス以下の認可保育所および認可外保育施設等または地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く） 注 練馬区外の施設に在籍している場合や、1歳児1年保育・2歳児1年保育を利用中の児童も対象になります。
4	適用条件	上記3の施設入所後（注）に以下のいずれかに該当すること。 ① 在園児以外の児童の育児休業取得を開始した場合 ② 卒園を迎える月の末日（3月31日）までに在園児以外の児童の育児休業を取得する予定の場合 注 在園児以外の児童の育児休業を取得後に施設へ入園させた場合は対象とはなりません。
5	その他	・ 利用申込み方法は、一般の申込児童と同じです。特別な手続きはありません。 ・ 育児休業取得期間の記載がある『就労証明書』や『育児休業取得期間証明書』、『在園（受託）証明書』で対象となるか審査します。 注 認可外保育施設等または練馬区外の認可保育所・地域型保育事業に在園している場合は、『在園（受託）証明書』の提出が必要です。 ・ 在園児が年齢上限のある施設を卒園する月の翌月（4月）の利用調整に限り、出産要件の方も就労の指数で算定します。 ・ 4月入所後に、育児休業を理由に在園できる期間は、育児休業対象児童が満3歳に達する日の属する年度の3月31日までです。（満3歳に達する日とは、3歳の誕生日の前日をいいます。） 期間満了まで育児休業を取得した場合は、翌月末（4月30日）までに復職し、復職証明書をご提出ください。

〈例1〉復職が**不要**となるケース（年齢上限のある施設に入所後、きょうだい児の育休を取得した場合）



〈例2〉復職が**必要**となるケース（きょうだい児の育児休業を取得後、年齢上限のある施設に入所した場合）



○ 育児休業給付金の支給延長を希望される方は『育児休業延長許可の申出書』をご提出ください。

(育児休業を取得(予定含む)していて、保育園等への入所により復職を希望している方は提出不要です。

注 『育児休業延長許可の申出書』はオンライン申請にも対応しています。

注 保育指数を著しく下げることが希望する期間中は『教育・保育給付認定通知書』の発送を延期します。

令和7年4月から育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わりました。

申込みに当たり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしている場合には、支給延長が難しくなる可能性があります。そのため、『育児休業延長許可の申出書』をご提出いただいています。**この申出書の提出は入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。**父母ともに保育指数10点で利用調整を行います。『保育利用保留通知書』の交付を保証するものではありません。希望保育園の申込み状況によっては内定となる場合があり、内定を辞退されたとしても『保育利用保留通知書』を交付することはできません。

なお、入園相談係窓口での申込書のコピー対応、利用調整期間中に希望園を削除する等の対応はできません。詳細は厚生労働省ホームページや管轄のハローワーク、勤務先の労務担当までお願いいたします。

⑤ 育児時間・育児短時間勤務等を取得している(取得予定の) 場合

- 育児時間・育児短時間勤務等の取得内容によって、算定される指数が異なります。
- 申込み時点で取得時間や期間が決まっていない場合等で、『就労証明書』の「No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄が未記載の場合には、利用調整では、正規(契約)の就労時間で指数を算定します。この場合も、入園後に育児時間・育児短時間勤務等を取得することは可能ですが、**下記の条件を満たすことが必要です。下記の条件を満たしていない場合は、短縮された就労内容で指数が算定されます。**

正規(契約)の就労時間とみなして指数が算定される場合

- 短縮後の就労時間(休憩時間を含む)が**1日原則6時間以上あり、かつ、勤務日数は短縮しない。**

注 短縮後の就労時間が5時間45分の方はP.46の「就労」に関する補足説明欄をご覧ください。

正規の就労時間とみなして指数を算定されていた方が、申込み時の申し出と異なる状況になったときは、事実が判明した日の当月末日付けで退園になることがあります。

⑥ 就労を予定(内定)している場合

就労をする予定(就労内定)で保育園等の申込みをする場合、『就労証明書』に記載の「雇用開始(予定)日」の内容によって取扱いが異なります。また、就労(内定)の指数が算定され保育園等に内定した場合は、入園月の末日までに就労を開始し、開始後14日以内に『就労開始証明書』の提出が必要です。

また、自営業の方は自営業の挙証資料を就労開始後1か月以内にご提出ください(P.17、33参照)。

「就労開始(予定)日」が利用希望月(申込書①)中の月日の場合

『就労証明書』に記載のある就労日数・時間に基づき就労(内定)の指数を算定します。

例：利用希望月が4月、就労開始(予定)日が4月17日の場合

「就労開始(予定)日」が利用希望月(申込書①)翌月以降の月日の場合

就労開始(予定)月の利用調整(選考)から『就労証明書』に記載のある就労日数・時間に基づき就労(内定)の指数を算定します。就労開始(予定)月の利用調整(選考)までは、求職(10点)の指数を算定します。

例：利用希望月が7月、就労開始(予定)日が8月5日で、翌年の2月入園まで有効期間のある申請がある場合

→7月のみ指数は求職(10点)、8月以降は『就労証明書』に記載の就労日数・時間に基づき指数を算定します。

⑦ 就労中の方が出産を予定している場合

出産（予定）日および育児休業取得の有無によって、算定される指数が異なります。

母子健康手帳の分娩予定日（出産予定日）記載のページのコピーおよび『就労証明書』をご提出ください。以下で示す「産休」とは、労働基準法に基づく産前・産後休業期間のことを言います。

注 申込み後に出産予定（妊娠）が判明した場合は、必ず母子健康手帳の分娩予定日（出産予定日）記載ページのコピーをご提出ください。

注 申込み後に出産した場合も、母子健康手帳の娩出日（出産日）のわかるページのコピーをご提出ください。

産休から引き続き育児休業を取得する（予定の）場合

出産予定日の2か月前の月の初日（保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日）から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日までは、出産要件の指数を算定します。

ただし、産休から育児休業に切り替わる月の末日までに育児休業から復職する場合、復職月以降は就労要件の指数を算定します。

なお、きょうだいが保育園等に在園している場合、育児休業中の在園は特例となるため、取得できる期間に制限があります。

出産後に育児休業を取得せずに、産休後直ちに復職する場合

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』②の出産欄②にチェックがある場合に限り、産休中も就労の要件を適用し、復職後の就労日数および時間で算定します。ただし、復職後（14日以内）に『復職証明書』の提出が必要となります。産休後に育児休業を取得していた場合や復職したことが確認できないときは、退園になる場合があります。

保育園等の申込み中で出産された（もしくは予定がある）場合、生まれた児童の月齢によっては、練馬区に申込みができません。申込み中の児童が内定した場合は、生まれた児童が練馬区へ申込みできなくても産休後直ちに復職が必須となります。この取扱いは、就労要件で利用調整が行われ、内定後、出産要件に該当することが判明した場合も適用されることがあります。詳細は、保育課入園相談係へご相談ください。

⑧ 認証保育所や認可外保育施設から認可保育園等へ入園する場合

- 一部の認証保育所では、練馬こども園（私立幼稚園）を卒園時の連携先施設としており、卒園予定の児童を対象とした早期選考を実施しています。早期選考の詳細は、別冊「保育園等一覧」をご確認ください。
- 保育実施年齢に上限のある認証保育所や認可外保育施設を卒園する場合は、調整指数23番の対象になります。

⑨ 食物アレルギーのある児童の対応

- 区立保育園では、食物アレルギー対応が必要と診断を受けた際には、医師記載の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（国様式）」、保護者記載の「食物アレルギー対応に関わる申請書」等の提出が必要です。詳しくは保育園にご相談ください。保育園での食事は除去または代替食を提供しますが、アレルゲンによっては、家庭から弁当持参となる場合があります。
- 私立保育園および地域型保育事業は、施設により食物アレルギーの対応が異なります。別冊「保育園等一覧」をご確認いただき、必ず各保育園等に直接、対応の可否について事前にご相談ください。
- 家庭的保育事業（保育ママ）における食物アレルギーなどの対応は、「自園で調理した食事を提供する施設」の一部でのみ実施しています。別冊「保育園等一覧」をご確認いただき、必ず各施設に直接、対応の可否について事前にご相談ください。

アレルギーの症状によっては、各保育園等で対応できず、内定後の面接・健康診断で内定が取消しになる場合があります。アレルギーについて対応が必要な方は、事前に各保育園等に十分ご相談のうえお申込みください。

⑩ 薬が必要な児童の対応

- 区立保育園では、原則として薬をお預かりしていません。ただし、保育園生活の中で薬の使用が必要と認められる場合のみ、最小限の範囲で薬をお預かりします。内定後に行われる面接・健康診断時に保育園にご相談ください。**私立保育園および地域型保育事業等では対応が異なります。事前に各保育園等に直接ご相談ください。**

⑪ 家庭的保育事業（保育ママ）の給食提供

- 家庭的保育事業（保育ママ）では、すべての施設で給食を提供しています。「自園で調理した食事を提供する施設」と、「区立保育園で調理した食事を運んで提供する施設」のいずれかになります（詳しくは別冊「保育園等一覧」をご覧ください）。
- 区立園から運んで提供する食事は、月曜日から金曜日までの昼食です。離乳食やおやつ、土曜日の昼食は市販の調理済み食品等を提供します。
- **家庭的保育事業（保育ママ）における食物アレルギーなどの対応は、「自園で調理した食事を提供する施設」の一部でのみ実施しています。**内定後に家庭的保育事業（保育ママ）では対応できないアレルギーであるとわかった場合、弁当持参をお願いすることや、児童の安全のために転園の申込み手続きをお取りいただく場合があります。別冊「保育園等一覧」をご確認いただき、**必ず各施設に直接、対応の可否について事前にご相談ください。**

⑫ 保育実施年齢に上限のある認可保育園、地域型保育事業について

- 小規模保育事業、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の対象児童は、**2歳児クラスまでです。**3歳児クラス以降も保育を必要とする場合は、改めて保育園等の利用申込みが必要です。
- **認可保育園にも、受入年齢が2歳児または3歳児クラスまでの園があります。**3歳児（4歳児）クラス以降も保育を必要とする場合は、改めて保育園等の利用申込みが必要です。
- 私立保育園の中には、年齢により園舎が分かれている園があります（本園・分園、本室・分室など）。園舎が離れていることもありますので、別冊「保育園等一覧」を必ずご確認ください。
- 一部の認可保育園、地域型保育事業では、練馬こども園（私立幼稚園）を卒園時の連携先施設としており、卒園予定の児童を対象とした早期選考を実施しています。早期選考の詳細は、別冊「保育園等一覧」をご確認ください。
- 保育実施年齢に上限のある保育園等を卒園する場合は、調整指数 23 番の対象となります（P.45 参照）。

⑬ 家庭的保育事業（保育ママ）が定年を更新する際の注意事項について

- これまで家庭的保育者（保育ママ）の定年は 65 歳としていましたが、令和 11 年度までに定員を迎える保育ママについては、70 歳まで定年を延長できる特例措置を設けました。定年延長となった保育ママは、1 年または 2 年ごとの更新により、最長で 70 歳まで継続することができます。
- 別冊「保育園等一覧」に記載されている保育ママの廃業予定時期に関わらず、定年が更新されることで、廃業の時期が延期となる場合があります。
- **保育ママが定年を更新せず廃業する場合には、現に在籍している 0 歳児クラスおよび 1 歳児クラスの児童であっても、廃業と同時に卒園となるため、調整指数 23 番の対象となります。**（P.29 ⑭の「優先方式」は対象外）。
- **保育ママが定年を更新し廃業が延期となった場合には、現に在籍している 0 歳児クラスおよび 1 歳児クラスの児童は翌年度も在園することが可能となります。**これに伴い、調整指数 23 番は対象外となります。（調整指数 22 番は対象）。
- 現 2 歳児クラスの児童については、保育ママの定年更新の有無にかかわらず、受入可能年齢の終了に伴い卒園となるため、調整指数 23 番および優先方式（P.29 ⑭）の対象となります。
- 該当する保育ママに在園する児童の保護者に対しては、定年更新の有無（次年度の事業継続の有無）について、**8 月に、保育ママを通じてご案内いたします。**

14 卒園児に対する利用調整方法について

認可保育園または地域型保育事業を卒園する児童が、認可保育園等への入園を希望する場合に、当該卒園児に対し一般の申込児童よりも優先的な利用調整（以下「優先方式」と言います）を実施しています（下記表参照）。

1	実施時期	施設の受入可能年齢終了月の翌月（4月）の利用調整（4月利用調整以外は対象ではありません）
2	対象児童	4月入園の各申込締切日時点で練馬区に住民登録があり、かつ3月末日まで継続して在籍している保育園等を卒園となる現2歳児・3歳児クラスの在園児 注 練馬区外の対象施設に在籍している場合も対象になります。 注 2歳児1年保育を利用中の児童は対象外となります。
3	対象施設	受入年齢の上限が4歳児クラス以下のつぎの保育施設 ① 認可保育園（区立・私立）（分園・分室は含みません） ② 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業） 注 区で利用調整を行っていない認可外保育施設（認証保育所を含む）は対象となりません。 注 事業所内保育事業において、地域枠と従業員枠で受け入れ年齢が異なる場合は、対象児童が在籍している枠の受け入れ年齢の上限に基づき対象可否を判断します。
4	申込先施設	・ 3歳児クラス（現3歳児クラスに在籍している場合は4歳児クラス）以上を実施している認可保育園 ・ 認定こども園（2号利用）
5	選考方法	① 「優先方式の対象児童」の利用調整を行います。 ② その後に「一般の申込児童（①以外の方）」の利用調整を行います。
6	手続き等	・ 利用申込みおよび内定結果の発表は、一般の申込児童と同じです。 ・ 優先方式を受けるための特別な手続きはありません。 注 認定こども園（2号利用）については10月初旬に、4月入園の利用申込みに関するお知らせを、区ホームページで掲載する予定です。

【注意点】

- ・ きょうだいで申込みされる方は、P.24 ③をご確認のうえお申込みください。
- ・ 優先方式により内定の可能性があっても、きょうだいの組合せの条件を満たさない場合、内定にいたらないことがあります。
- ・ 優先方式による申込者数が希望する保育園等の定員を上回る場合は、対象者の中で保育指数と調整指数の合計が高い児童から入所を決定します。このため、優先方式を実施しても、希望した保育園等の申込状況により、入園の内定にいたらない場合があります。
- ・ 出産要件期間中の場合でも、4月利用調整に限り就労の指数で算定を行います。

【制度に関するお問い合わせ】 地域型保育事業係 （03-5984-5845）

【入園に関するお問い合わせ】 入園相談係 （03-5984-5848）

